

# 医療情報取得加算について

当院はマイナンバー保険証を利用した、オンライン資格確認システムを導入しております。

オンライン資格確認システムを通じ、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めてまいります。

なお、令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

初診時 (月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	3点
再診時 (3月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	2点

■上記にかかわらず他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

■マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご協力をお願いいたします。

そが内科小児科クリニック

院長 仙波 義秀